

2003年JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中部 2003年JMRC全国オールスターダートトライアル IN 中国

特別規則書

第1章 大会告知

JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中部

“2003年JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中部”は、JMRC全国協議会の後援のもとに、ジムカーナ競技の振興を図るとともに全国8地区の連帯を図ることを目的として開催する。

第1条 競技会の定義および組織

1. 公示

2003年JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中部は、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに、国際自動車連盟の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したのJAFの国内競技規則とその付則および本競技会特別規則に従って開催される。

2. 競技会の名称

2003年JMRC全国オールスタージムカーナ IN 中部

3. 競技の種目

ジムカーナ

4. 競技の格式

JAF公認・準国内競技 JAF公認番号 2003-2016

5. 開催日程

2003年10月18日（土）・19日（日）

6. 競技会開催場所

名称：鈴鹿サーキット南コース

（公認番号 2003- -2401）

所在地：三重県鈴鹿市稲生町 7992

TEL：0593-78-3405

7. オーガナイザーおよび大会事務局

オーガナイザー：オートスポーツクラブアツタ(A.A.S.C)

所在地および大会事務局：

〒497-0033 愛知県海部郡蟹江町蟹江本町セノ割 1-46

JMRC中部事務局 神谷 和潤

TEL/FAX:05679-6-0677/6859

8. 大会役員

大会会長 淀野 泰弘（JMRC 近畿）

大会副会長 中村 靖比古（JMRC 東北）

大会副会長 山本 貢（JMRC 四国）

組織委員長 鈴木 隆史（JMRC 中部）

組織委員 石川 和男（JMRC 北海道）

JMRC全国オールスターダートトライアル IN 中国

“2003年JMRC全国オールスターダートトライアル IN 中国”は、JMRC全国協議会の後援のもとに、ジムカーナ競技の振興を図るとともに全国8地区の連帯を図ることを目的として開催する。

第1条 競技会の定義および組織

1. 公示

2003年JMRC全国オールスターダートトライアル IN 中国は、社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに、国際自動車連盟の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したのJAFの国内競技規則とその付則および本競技会特別規則に従って開催される。

2. 競技会の名称

2003年JMRC全国オールスターダートトライアル IN 中国

3. 競技の種目

ダートトライアル

4. 競技の格式

JAF公認・準国内競技 JAF公認番号 2003-4069

5. 開催日程

2003年10月25日（土）・26日（日）

6. 競技会開催場所

名称：テクニク ステージ タカタ

（公認番号 2003- -3401）

所在地：広島県高田郡高宮町原田 3969

TEL：0826-57-1717

7. オーガナイザーおよび大会事務局

オーガナイザー：広島ビクトリーサークルクラブ

（広島 VICIC）

所在地および大会事務局：

〒732-0051 広島市東区光が丘 8-1

代表者：藤田 直廣

TEL：082-263-3210

大会事務局：

〒731-0153 広島市安佐南区安東 3-10-42-8

事務局：吉本 学 TEL：090-7377-8139

Mail：ysmt44@hbs.ne.jp

組織委員	大谷 保志 (JMRC 東北)
組織委員	中川 陽二 (JMRC 関東)
組織委員	増田 好洋 (JMRC 中部)
組織委員	岡崎 幹 (JMRC 近畿)
組織委員	藤井 健嗣 (JMRC 中国)
組織委員	大西 周 (JMRC 四国)
組織委員	佐藤 裕 (JMRC 九州)

9. 競技主要役員

審査委員長	小西 俊嗣 (JMRC 近畿)
審査委員	杉田 皓生 (JMRC 関東)
審査委員	村瀬 秋男 (JMRC 中部)
競技長	寺崎 誠治 (JMRC 中部)
副競技長	川村 徹 (JMRC 中部)
コース委員長	広田 雅美 (JMRC 中部)
技術委員長	成沢 泰臣 (JMRC 中部)
計時委員長	高井 浩至 (JMRC 中部)
パドック委員長	伊藤 英幸 (JMRC 中部)
救急委員長	北崎 敏明 (JMRC 中部)
事務局長	神谷 和潤 (JMRC 中部)

8. 大会役員

大会会長	本田 耕介 (JMRC 関東)
大会副会長	竹道 雄康 (JMRC 北海道)
大会副会長	嶽下 宗男 (JMRC 中部)
組織委員長	藤田 直廣 (JMRC 中国)
組織委員	笠原 司 (JMRC 北海道)
組織委員	日向 俊男 (JMRC 東北)
組織委員	横倉 正道 (JMRC 関東)

9. 競技主要役員

審査委員長	中村 善浩 (JMRC 九州)
審査委員	武山 策彌 (JMRC 中部)
審査委員	三好 瑛二 (JMRC 中国)
競技長	岩根 つもる (JMRC 中国)
副競技長	梶岡 悟 (JMRC 中国)
コース委員長	梶岡 悟 (JMRC 中国)
技術委員長	新山 信夫 (JMRC 中国)
計時委員長	小野 守 (JMRC 中国)
パドック委員長	石村 学 (JMRC 中国)
救急委員長	河内 涉 (JMRC 中国)
事務局長	吉本 学 (JMRC 中国)

第2条 参加申込および費用

1. 参加申込先

各地区の担当者宛とする。参加料および申込書類等は、8ページに記載している各地区の部会長あてに現金書留にて郵送すること。電話、FAXによる受付は一切行わない。

JMRC全国オールスタージムカーナIN中部

2. 受付期間

9月18日(火)～10月5日(火)

[各地区の部会長まで必着]

3. 参加問合わせ先

参加問合せは各地区部会長へ。

競技内容については大会事務局とする。

4. 参加料

1名 26,000円

参加料に公開練習走行費(参加・不参加は自由)およびSMSC共済会費を含みます。ただし、参加者がSMSC会員の場合は、受付にて1,000円を返金します。

5. サービスカー、サービス員登録料

サービス車 1台 2,000円(1名1台まで)

サービス員 1名 2,000円

6. その他の費用

18日昼食代(希望者) 1,000円

19日昼食代(希望者) 1,000円

JMRC全国オールスターダートトライアルIN中国

2. 受付期間

9月18日(火)～9月30日(火)

[各地区の部会長まで必着]

3. 参加問合わせ先

参加問合せは各地区部会長へ。

競技内容については大会事務局とする。

4. 参加料

1名: 21,000円(昼食付き)

公開練習参加料 6,000円(昼食付きで1回走行、2回走行同額です)

5. サービスカー、サービス員登録料

サービス車 1台 2,000円(1名1台まで)

サービス員 1,000円(昼食付き)

第3条 タイムスケジュール

10月18日(土)

ゲートオープン…………… 09:00~
公開練習受付…………… 10:00~12:00
コースオープン…………… 10:30~11:10
ドライバーズミーティング …… 11:30~11:45
公開練習…………… 12:00~(複数回数有り)
公式受付A…………… 15:00~16:30
公式車検A…………… 15:30~16:50
車両保管…………… 18:00~翌6:00まで

- 1) 公開練習参加車両は公式車検Aを受けること。
- 2) 持ち出し車両は公式車検Bを受けること。

10月19日(日)

ゲートオープン…………… 6:00~
参加確認受付…………… 6:30~7:10
公式受付B…………… 6:30~7:00
公式車検B…………… 6:30~7:00
持出車両車検…………… 6:30~7:00
コースオープン…………… 7:00~8:00
開会式…………… 8:15~8:25
ブリーフィング…………… 8:25~8:40
第1ヒート開始…………… 9:00~
コースオープン…………… 第1ヒート終了後40分間
第2ヒート開始…………… 第1ヒート終了の50分後
表彰式・閉会式 15:30(予定)

第3条 タイムスケジュール

10月25日(土)

公開練習受付(A)…………… 8:30~9:00(2回走行の者)
慣熟歩行…………… 8:30~9:45
公開練習(1回目) …… 10:00~12:00
公開練習受付(B) …… 11:30~12:00(1回走行の者)
慣熟歩行…………… 12:00~12:45
公開練習(2回目) …… 13:00~15:00
公式受付A…………… 14:00~15:30
公式車検A…………… 14:00~15:50

10月26日(日)

ゲートオープン…………… 6:00~
公式受付B…………… 6:30~7:00
参加確認受付…………… 6:30~7:00
公式車両検査B…………… 6:30~7:30
コースオープン…………… 6:45~7:45
開会式・ブリーフィング 8:00~8:30
第1ヒート開始…………… 8:45~
コースオープン…………… 第1ヒート終了後40分間
第2ヒート開始…………… 第1ヒート終了の50分後
表彰式・閉会式…………… 15:50(予定)

第2章 競技参加に関する規則

JMRC全国オールスタージムカーナIN中部

第4条 参加受理台数

180台までとする。

第5条 参加車両および競技クラス区分

1. 部門

N部門: 2003年登録番号標付N車両規定に適合した車両
S部門: 2003年スピードSA車両規定およびSC車両規定に適合した車両
D部門: 2003年スピードD車両規定に適合した車両
B部門: 2003年登録番号標付B車両規定に適合した車両

2. クラス区分

N クラス: 1000cc以下のN車両
N クラス: 1000ccを超える前輪駆動のN車両
N クラス: 1000ccを超える後輪駆動のN車両
N クラス: 1000ccを超える4輪駆動のN車両

JMRC全国オールスターダートトライアルIN中国

第4条 参加受理台数

180台までとする。

第5条 参加車両および競技クラス区分

1. 部門

N部門: 2003年登録番号標付N車両規定に適合した車両
S部門: 2003年スピードSA車両規定およびSC車両規定に適合した車両
D部門: 2003年スピードD車両規定に適合した車両

2. クラス区分

N クラス: 1600cc以下の4輪駆動のN車両
N クラス: 1600cc以下の2輪駆動のN車両
N クラス: 1600ccを超える2輪駆動のN車両
N クラス: 1600ccを超える4輪駆動のN車両
S クラス: 2輪駆動のS車両

- S クラス：1600cc以下のS車両
- S クラス：1600ccを超える2輪駆動のS車両
- S クラス：1600ccを超える4輪駆動のS車両
- Dクラス：すべてのD車両
- L クラス：登録番号標付車両で参加する女性運転者
- B- クラス：1600cc以下の2輪駆動および1400cc以下の4輪駆動のB車両
- B- クラス：1600ccを超える2輪駆動のB車両
- B- クラス：1400ccを超える4輪駆動のB車両

- S クラス：2500cc以下の4輪駆動のS車両
- S クラス：2500ccを超える4輪駆動のS車両
- Dクラス：すべてのD車両
- L・クラス：登録番号標付車両で2500cc以下の車両で参加する女性運転者
- L・クラス：登録番号標付車両で2500ccを超える車両で参加する女性運転者。但し、L・およびL・クラスは、参加受理台数によりクラス区分をしない場合がある。

第6条 参加者および競技運転者（ドライバー）

1. 参加者は有効なJAF発給の競技参加者許可証を所有していなければならない。ただし、ドライバーは参加者を兼ねることが出来る。
2. ドライバーは有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証所持者でなければならない。
3. 競技開催日に満20歳未満のドライバーは、親権者による承諾書を提出しなければならない。

第7条 参加資格

1. 各地域におけるオールスター選抜戦上級シリーズおよび他のシリーズから、各地域において選出された代表選手とする。
2. JMR C共済加入者であること。

第8条 同一競技会の参加制限

1. 同一運転者は、本競技に1つのクラスのみ参加できる。
2. 同一車両による重複参加を認めるが、この場合同一者によって運転されてはならない。重複参加は2名まで認める。

第9条 参加申込方法および参加受理

1. 参加申込時の提出書類
下記の書類に必要事項を記入し、期日までに参加料を添えて申し込むこと。
 - 1) 参加申込書（署名、捺印をすること）
参加申告書の車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式でなく通称名:シビック、ランサー等)を入れること。
 - 2) 改造申告書
 - 3) 自己紹介申告書
 - 4) 参加費用明細書
2. 組織委員会は、理由を明示する事なく参加を拒否することができる。この場合、事務手数料 ¥1,000 を差し引いて参加料を返金する。
3. 参加締切日以降の参加取り消しは、いかなる場合も参加料を返金しない。
4. 参加申込締切日後、10日以内に参加の諾否を通知する。

第10条 ドライバーおよび車両変更

1. ドライバーの変更は認められない。
2. 車両変更
 - 1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。
 - 2) 車両変更は、同一部門・同一クラスであること。
 - 3) 車両変更申請は、参加確認受付終了までに車両変更申請書、車両申告書を添えて申請すること。

第11条 車両検査

1. 技術委員長は、競技に先立ち公式車両検査を実施する。参加者は、出走可能な状態でタイムスケジュールに従って指定の場所で車両検査を受けなければならない。車両検査が不合格の場合、車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は本競技会に参加出来ない。
2. 競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。貼り付けは全周をテーピングすること。

3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正後、再度車両検査を受けなければならない。
4. 参加者は、技術委員の求めがあった場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
5. 待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合、事前に技術委員長への届出および許可を必要とする。
6. 競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
7. 競技車両は、コース走行中または走行のための移動を除き、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとし、車両保管解除または正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下におかれる。

第3章 競技に関する規則

第12条 ドライバースブリーフィング

1. 全てのドライバーはドライバースブリーフィングに必ず出席しなければならない。
2. 欠席、遅刻の場合、第22条7.が適用される。

第13条 慣熟歩行

1. 慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。
2. 競技コース図は公式通知にて公示する。

第14条 スタート

1. スタートは原則としてゼッケン順に行う。
2. スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
3. 当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知にて公示する。
4. ダブルエントリーの場合のスタート順は、若いゼッケン番号よりスタートする。

第15条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合は、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

JMRC全国オールスタージムカーナIN中部

第16条 一般安全規定

1. オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 競技中は運転席側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
3. 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
4. パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
5. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用い、ドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
6. エアバッグ付ステアリングホイールは、会場内に限り誤作動防止のため、交換することが出来る。

第17条 競技運転者（ドライバー）の装備

JMRC全国オールスターダートトライアルIN中国

第16条 一般安全規定

1. 全ての参加車両は承引保護のため6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 競技中は運転席側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
3. 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
4. パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
5. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用い、ドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
6. エアバッグ付ステアリングホイールは、会場内に限り誤作動防止のため、交換することが出来る。

1. 競技走行中のドライバーは、レーシングスーツ、ヘルメット、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。尚、競技ヘルメットは、J I S C 種・S N E L L 等の規格に適合したヘルメットの使用を推薦する。

第18条 信号表示

ドライバーへの指示は、以下に示す信号によって伝達される。

- 日章旗 : スタート合図
- 黄旗 : パイロン移動、転倒、脱輪
- 黒旗 : ミスコース、コースアウト
- 赤旗 : 危険有り直ちに停止せよ
- 緑旗 : コースがクリアされた
- チェッカー旗 : ゴール合図

第19条 競技の中断

1. 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全てのオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
2. 競技中断の場合は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなくてはならない。

第20条 計 時

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最後のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計測は、自動計測装置にて行い1 / 1 0 0 0 秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一自動計測機器による計測不能等の事態が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチにて1 / 1 0 0 秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第21条 順位決定

原則として競技は2ヒート行う。2ヒートのうちの良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし、同タイムの場合は、以下に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者
- 2) 排気量の小さい順
- 3) 競技会審査委員会の決定による

第22条 ペナルティー

1. コース上の指定パイロンの移動または転倒と判定された場合は、パイロン1個につき5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。
2. コースから脱輪した場合は1輪につき1回5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。
3. 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
4. ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
5. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの出走権利を失う。
6. 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
7. ドライバースブリーフィングに欠席の場合は、罰金3万円。遅刻の場合は、罰金1万円とする。

第4章 抗 議

第23条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。

1. 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料(¥20,300)を添えて、競技長または競技長補佐に提出すること。
2. 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返還される。
3. 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
4. 審判員の判定及び計時装置に関する抗議は出来ない。

5. 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第24条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
3. 競技中の過失、または反則に関する抗議は、競技終了後30分以内とする。

第25条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 保安上または不可抗力により、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技の成立は、第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. 競技会が中止の場合、参加料は返還される。延期の場合、参加料は本競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。尚、競技会が延期のために参加者が出場出来ない場合も参加料は返還される。
ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第5章 損害等の補償

第26条 損害の補償

1. 参加者および競技運転者は参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAFおよびオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善をつくすことは無論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲストの死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第6章 賞典

第27条 賞典

1. 各クラス 1～6位 トロフィー・副賞
各クラスの成立台数は設けない。但し、賞典は各クラス最大6位までとし、各クラス参加台数の2分の1を超えないものとする。
2. 各クラス1位の者をJMRCオールスターチャンピオンとして表彰する。
3. 他のシリーズの参加者の中で各クラス1位の者をJMRC全国オールスターズジュニアチャンピオンとして表彰する。
4. 最優秀地域に全国協議会より優勝旗を授与する。
地域対抗順位は、組織委員会が定めた得点基準を集計して決定する。尚、得点は認定クラスのみにも与えられる。地区対抗1位、2位、3位の副賞は、公式通知にて公示される。
4. 受賞者が表彰式に欠席した場合は、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した賞典は授与されない。

第7章 参加者およびドライバーの遵守事項

第28条 遵守事項

- 参加者およびドライバーは、以下の事項について、これを遵守しなければならない。
これに違反した場合は競技会審査委員会の裁定により罰則を課す場合がある。
1. 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。また、全ての参加者は、本競技会に係る全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
 2. 競技中または競技に関する業務に就いている時は、薬品等によって精神状態をつくろったり、飲酒してはならない。
 3. オーガナイザーや大会後援者、競技役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
 4. 入賞したドライバーは、レーシングスーツ着用にて表彰式に出席すること。
 5. パドック内は全てパドック委員の指示に従い、徐行とする。

第8章 本規則の解釈および施行

第29条 罰 則

本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第30条 本規則の施行および記載されていない事項

1. 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付開始と同時に有効となる。
2. 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上

J M R C 全国オールスタージムカーナ IN 中部 申込先

地 域	担当者氏名	住 所	tel
北海道	石川 和男	〒003-0876 札幌市白石区東米里 2081-89 ガレージコクピット内	011-873-2072
東 北	大谷 保志	〒989-3128 仙台市青葉区愛子中央 2-3-23-101 (有)プログレスオペレーシング	022-391-0231
関 東	中川 陽二	〒300-0013 茨城県土浦市神立町 3875-1	029-831-9695
中 部	川村 徹	〒417-0061 静岡県富士市伝法 946-18 アジュール内	0545-71-9575
近 畿	岡崎 聡	〒616-8224 京都市右京区常盤滝町 1-57	075-861-9554
中 国	藤井 健嗣	〒720-0055 広島県福山市胡町 4-11	0849-47-7917
四 国	大西 周	〒791-8022 愛媛県松山市美沢 2 丁目 5-33 山本自動車工業内	089-924-0220
九 州	佐藤 裕	〒803-0846 北九州市小倉北区下道津 1-4-14	093-591-9377

J M R C 全国オールスターダートトライアル IN 中国 申込先

地 域	担当者氏名	住 所	tel
北海道	笠原 司	〒080-0021 帯広市西十一条南 26-23 カサハラエンジニアリングサービス内	0155-22-5605
東 北	日向 俊男	〒039-1161 青森県八戸市河原木字小田 58 (株)カーショップ日向内	0178-28-0075
関 東	横倉 正道	〒192-0355 東京都八王子市堀之内 21-9	0426-78-2574
中 部	福田 淳三	〒924-0821 石川県松任市木津町 1061	076-278-5650
近 畿	円実 司	〒606-8651 京都市左京区岩倉三宅町 58-13	075-711-8978
中 国	永山 幸二	〒733-8651 広島市西区商工センター4-8-1 (株)モンテカル口内	082-501-3858
四 国	山口 義仁	〒771-0201 徳島県板野郡北島町北村字大黒 44-5 車工房ギャルソン内	0886-98-1788
九 州	橋本 和信	〒865-0023 熊本県玉名市大倉 720-4	0968-74-0108